

平成23年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成23年3月9日 午前10時00分 開会
午後 2時54分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	森 川 重 裕	市民生活部長	森 田 源千代
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	大 武 勇 吉
保健福祉部長	花 井 義 明	教 育 部 長	中 尾 知 好
上下水道部長	正 田 貴 一	消 防 長	中 島 克比虎
会 計 管 理 者	安 川 登		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	吉 田 賢 二		

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 13番 川 西 茂 一

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 施政方針について
- 日程第4 報第 1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第5 議第 1号 市道の廃止について
- 日程第6 議第 2号 市道の認定について
- 日程第7 議第 3号 葛城市用地取得事業にかかる分担金徴収条例を制定することについて
- 日程第8 議第 4号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第 5号 葛城市老人医療費助成条例を廃止することについて
- 日程第10 議第 6号 葛城市心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第 7号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第 8号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第 9号 葛城市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第10号 平成22年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について
- 日程第15 議第11号 平成22年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決について
- 日程第16 議第12号 平成22年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第17 議第13号 平成22年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第18 議第14号 平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第19 議第15号 平成22年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第20 議第16号 平成23年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第21 議第17号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第18号 平成23年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第19号 平成23年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第20号 平成23年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第21号 平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第22号 平成23年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第23号 平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第24号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

日程第29 議第25号 平成23年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は全員出席であります。定足数に達しておりますので、平成23年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成23年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会は平成23年度予算をはじめ、多くの重要議案が提出されるわけですが、皆様の格段のご協力をお願いを申し上げまして、議会運営が円滑に進行できますよう、お願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第4から日程第29までの26議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会より閉会中に開催されました特別委員会の経過について、各委員長より報告を願うこととなりました。まず、行財政改革特別委員会委員長から報告願います。

10番、溝口君。

溝口行財政改革特別委員長 それでは、議長のご指名によりまして、行財政改革特別委員会の報告をいたします。行財政改革特別委員会の昨年11月からの発足後の本委員会の審査状況について、ご報告申し上げます。

委員会は平成22年12月1日、同12月27日及び平成23年1月18日、同2月23日、同3月3日の5回の委員会を開催し、審査をいたしております。まず、12月1日の開催の委員会の委員におきましては、市民判定会の事業選定内容や実施方法などについて説明を受け、また公会計制度による指数の説明を受けました。また、本委員会の審査課題をおおむね次の項目といたしました。

1つ目は新市建設計画の進捗状況、2つ目は財政シミュレーションの検証、3つ目は集中改革プランの達成状況の検証でございます。

続き、包括業務委託事業、アウトソーシングの取り組みについての説明があり、平成23年度から実施することについては、継続して審査することになりました。そして、12月27日の委員会では定員の適正化の現状と再任用の適用状況についての説明と、包括業務委託の8業務について再度説明を求め検討をいたしました。現在の業務従事者への説明と意向を確認することは必要であるが、さらに検討が必要ということで継続審査することになりました。

そして、平成23年1月18日の委員会では、引き続き先進地事例や業務委託に関する仕様書案の説明を求め、職員の再任用制度の運用や将来的に業務委託がどこまでされるのかの考え方がわからないなどの意見があり、各委員の意見を受けとめ、平成23年度予算への対応をされるよう求め、この件については審査を終えることといたしました。

次に、2月23日の委員会では、財政シミュレーションとともに、関連して新市建設計画について変更のあった事業についての説明を受けましたが、見直し、変更のある事業等については議会にも提示をいただき報告を受けることとし、引き続き次回の委員会で財政計画とと

もに議論をすることになりました。

3月3日の委員会では、財政シミュレーションについて、その推移の積算根拠等、説明を受け、委員より歳入等質疑が行われました。今後、より正確な財政計画を示すことができるよう、毎年精査していくことになりました。

以上で、本特別委員会の審査概要の報告といたします。

西川議長 次に、議会改革特別委員会委員長より報告願います。

14番、寺田君。

寺田議会改革特別委員長 議長の命によりまして、議会改革特別委員会の経過報告をさせていただきます。議会改革特別委員会は、昨年11月の委員構成変更後の本特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げたいと思います。

委員会は、平成22年11月22日及び平成23年2月8日の2回を開催いたしまして、審査をいたしておるところでございます。

11月22日の委員会におきましては、当面、次の課題を検討することになりました。1、議会だよりの発行についてでございます。それから、2番目といたしまして、会派制度についてでございます。3番目、政務調査費についてでございます。4番目に、議員定数についてでございます。まず、議会だよりの発行については議長の諮問機関として、議会だより編集委員会の設置をお願いいたしまして、平成23年度から発行することを決定いたしました。なお、議会だよりの発行に関することは、編集委員会で協議願うことになっております。

次に、2月8日の委員会におきましては、議員定数と会派制度についてを議題といたしまして、各委員の意見をお聞きいたしまして審議をしておりますが、すぐには結論に至らないため、今後も継続して定期的に委員会を開催いたしまして、政務調査費及び議員報酬についてもあわせて審議することになりました。以上で、本特別委員会の審査概要の報告といたします。

以上でございます。

西川議長 次に、新クリーンセンター建設事業特別委員会委員長から報告願います。

13番、川西君。

川西新クリーンセンター建設事業特別委員長 議長の命により、新クリーンセンター建設事業特別委員会経過報告を申し上げます。新クリーンセンター建設事業特別委員会の昨年11月の委員構成変更後の本特別委員会の審査状況について、ご報告を申し上げます。

委員会は、平成22年12月6日及び平成23年2月8日に開催し、調査目的であります地域循環型社会形成推進事業及びエネルギー回収施設設備事業に関する審査をいたしました。まず、12月6日の委員会におきましては、さる9月に當麻地区協議会委員会が市に対し事業を前向きに推進することに異論はないとの回答が得られたことから、大字當麻の要望事項を踏まえ、協定書の締結に向け進めている。また、環境影響調査について大気質、気象、水質、土壌などの生活系調査及び鳥類、昆虫、陸育植物などの自然系調査を進めるとの報告を受けました。委員会は、文化財への影響調査も早急に実施するよう求めるとともに、反対されておられる方々に対する十分な説明と理解をいただけるよう、さらに努力を重ねるよう要望いたしました。

た。

また、現在取り組んでいるおひさま堆肥、廃油の燃料化及び廃プラへの取り組みに加え、今後のバイオマス構想の推進に向けたプロジェクトチームの編成を行うとともに、農家、消費者、研究機関等でバイオマスの利活用推進協議会を設立していく計画であるとの説明を受けました。

次に、平成23年2月8日に開催の委員会におきましては、葛城市と大字當麻区とで葛城市クリーンセンターに関する協定書を1月28日調印されたとの報告を受けました。そして、新クリーンセンター建設に当たり、ごみの減量化について取り組んでいただく中で、給食センターの食物残渣の堆肥化を臨床的に行い、ごみの堆肥化の具体的な数字を示していただくことで、啓発につながるのではないかと。また、ごみの分別を進め、リサイクルを推進するのに、どのように市民を巻き込んだ取り組みをしていくか、具体的な計画を示すよう意見が出されました。以上で、本特別委員会の審査概要の報告といたします。

以上でございます。

西川議長 次に、今回提出されました意見書案等につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆様、おはようございます。

本日、ここに平成23年第1回葛城市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素から市政運営に関しまして格別のご理解とご協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、土地開発公社の経営状況の報告のほか、条例の制定及び改正、また平成23年度一般会計及び特別会計予算など25議案の案件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。それぞれ提案時におきまして、その都度、内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、私の考えや思いにつきましては、平成23年度施政方針において述べさせていただきたいと存じます。何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひをいたします。

西川議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、朝岡佐一郎君、13番、川西茂一君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法については議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

5番、朝岡君。

朝岡議会運営委員長 それでは、平成23年第1回葛城市議会定例会の開催に当たり、去る2月28日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

はじめに、先ほど議長からの報告にもありましたとおり、閉会中に開催されました特別委員会の経過について、本定例会より各委員長より報告を願うことになりました。

次に、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、市長から平成23年度施政方針がございます。

次に、日程第4、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受け、質疑のみを行います。

次に、日程第5、議第1号及び日程第6、議第2号の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、都市産業常任委員会に付託をいたします。

続きまして、日程第7、議第3号から日程第13、議第9号までの条例の制定、廃止及び一部改正7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会に審査を付託いたします。なお、総務文教常任委員会には、議第3号及び議第4号の2議案を、民生水道常任委員会には、議第5号、議第6号、議第7号及び議第8号の4議案を、都市産業常任委員会には、議第9号議案をそれぞれ付託いたします。

次に、日程第14、議第10号から日程第19、議第15号までの補正予算6議案につきましても一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会に審査を付託いたします。総務文教常任委員会には、議第10号の関係部分及び議第13号の2議案を、民生水道常任委員会には、議第10号の関係部分、議第11号、議第12号、議第14号及び議第15号の5議案を付託いたします。都市産業常任委員会には、議第10号議案の関係部分をそれぞれ付託いたします。

次に、日程第20、議第16号から日程第29、議第25号までの新年度予算10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は9名とし、委員は各常任委員会より3名ずつ選出をお願いいたします。

以上で、1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月9日から28日までの20日間とし、10日午前10時より本会議、一般質問を行います。11日午前10時より、本会議、引き続き一般質問を行います。15日午前9時30分から民生水道常任委員会、16日午後2時から都市産業常任委員会、17日午後2時から総務文教常任委員会、18日午後2時から予算特別委員会、22日、23日、24日午前9時30分から予算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。そして、28日午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託された議案につきましても、委員長より審査結果について報告を願ひ、質疑、討論

の後、採決をお願いいたします。

次に、意見書案等につきましては、お手元に配付のとおり、5件の提出がございました。それぞれ所管において、ご協議をよろしくをお願いいたします。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日9日から28日までの20日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9日から28日までの20日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第3、施政方針について、市長より平成23年度の施政方針を受けます。

市長。

山下市長 本日、平成23年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心よりお喜び申し上げますとともに、市政の推進にご尽力いただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

諸議案のご審議をお願いするに先立ち、平成23年度当初予算案をはじめ、市政の重要案件につきまして、私の所信を申し述べ、あらためまして議員の皆様並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年度は、私にとりまして市長任期の後半に差し掛かり、起承転結で申しますと、転に当たる年となります。この2年余り、よりよいまちづくり、よりよい施政を目指して皆様のご協力を賜りながら、さまざまなことに取り組んでまいりました。有言実行となったこともあれば、思うように進んでいないこともございます。任期前半で取り組んでまいりましたことを振り返り、その成果と課題を真摯に検証しながら、これまでの施策の精度を高め、さらに進展させる一步を事業費の7割近くを国費で持ってもらえる有利な起債である、合併特例債の期限が残り4年となる中、新市建設計画の見直しを図りながら、財政の健全化には終始しつつ、葛城市の将来に必要な事業を見定め、着実に実行していくための重要な年度であると位置づけております。

市長といたしましては、まだ道半ばでございますが、1人でも多くの市民の皆様の声を伺い、市民の皆様が大好きな葛城市のために、また今以上に葛城市を好きになっていただけるよう私がかねてより目標に掲げております、「明るい葛城市づくりのための五カ条プラン」の

一層の実現に向け、施策を展開してまいりる所存でございます。

さて、我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にあり、本格的な回復基調が見えないまま、デフレ傾向が長期化いたしております。そんな深刻な財政状況のもと、少子化、高齢化、生産年齢人口の減少は否応なく進み、社会の閉塞感、将来への不安感がつのるばかりであります。

このような中で、本市におきましては歳出削減の積極的な取り組み、自主財源である市税の収納確保により、比較的健全な財政運営を維持してきたところでございます。しかしながら、景気の低迷に伴い、法人市民税におきましては、平成21年度決算で対前年比約2億6,500万円、率にして47.4%の大幅な減収となるなど、極めて厳しい状況に直面いたしております。また、個人市民税におきましても、個人所得が景気低迷の影響を直に受けることから、平成23年度以降は堅調な伸びを期待することが難しいと見込まれております。

一方、歳出面では定員管理適正化により、人件費は減少しつつあるものの、医療費その他の扶助費、各特別会計への繰出金、新市建設計画に伴う普通建設事業費等におきまして著しい増加が見込まれます。これらが、本市の財政構造における弾力性を圧迫し、将来的に厳しい財政運営を余儀なくされることは必至であり、これまでの各事業の費用対効果を検証し、民間の経営手法の導入や行財政改革をさらに推進し、今後も引き続き健全な財政運営を維持する努力が不可欠であると考えております。

昨年度、実施いたしました事務事業市民判定会で、市民の皆様よりお寄せいただいた貴重なご意見を参考にさせていただき、また枠配分予算も引き続き取り入れながら、各所管部下が智恵を出しあい、歳出の抑制と予算配分の重点化、効率化を図ってまいりたいと考えております。歳入面におきましては、本市の諸事業を少しでも有利かつ有効な国や県の補助金事業に充当できないかを模索しつつ、今回の予算編成を推進してまいりました。中でも本年度の特色として、100%国の補助金であります緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を積極的に活用し、葛城市の雇用を増やしながら、市内産業の振興を図るべくさまざまなアイデアで事業の計画をいたしております。

それでは、本年度の主要施策の概要について、「明るい葛城市づくりのための五カ条プラン」の観点からご説明を申し上げます。

第1、市民の皆様と一緒に取り組む新しいまちづくり。

市民の安全の確保といたしまして、まず防犯対策として取り組んでまいりました青色防犯パトロールを昨年度に引き続き実施してまいります。防犯灯の設置補助につきましては、街灯の新設に係る補助に加え、器具の取りかえも補助対象とし、安全なまちづくりを進めてまいります。交通安全対策につきましても、交通安全母の会や交通対策協議会などの皆様のご協力並びに交通指導員の配置による指導、啓発等により、安全の確保に努めてまいります。また、昨年度より実施しております奈良県道路交通法施行細則の安全基準に適合する幼児2人同乗用自転車の購入に伴う費用につきましても、子育て支援の一環として補助事業を継続してまいります。

自然災害や火災等への安全性の向上といたしまして、まず市民の皆様を対象とする防災訓

練は、昨年度に引き続き、小学校区単位で実施してまいります。今後、発生が想定されております南海、東南海地震に備え、災害応援協定のさらなる充実を図ってまいります。また、一般木造住宅の耐震化につきましても、昨年度に引き続き、耐震診断支援事業や耐震改修工事補助事業を実施し、災害の発生に備えるまちづくりに努めてまいります。

次に、住宅火災予防の強化を図るために、高齢者宅への防火訪問、事業所や自治会、または学校等での防火指導及び防火教育を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置推進活動を継続的に進めてまいります。また、各大字及び事業所等に対する消防防災訓練指導を引き続き実施してまいります。さらに、昨年度に防災指令装置システムの更新を行いましたので、火災、救急等の出動がスムーズにできるよう通信指令業務の運営に万全を期してまいります。また、小学校の社会科授業の一環として、4年生の児童が消防署を訪れ、署員より仕事についての講話や消防訓練等の見学を行う際の資料として、消防の仕事冊子を作成し、消防業務に対する子どもたちへの知識と理解を深めてまいります。

市民生活の安心感の向上といたしまして、まず架空請求、悪徳商法等の苦情相談に対応するための消費者相談窓口につきましては、本年度から広域連携により葛城市が毎週月曜日、御所市が毎週木曜日に消費生活相談を行い、どちらの市でも相談できる体制を確立し、消費者トラブルの拡大防止に努めてまいります。また、若年者への就職支援として、就業に関する無料相談も実施いたします。無料法律相談につきましては、複雑化する社会情勢に伴い、相談件数も増加しておりますが、本年度も新庄庁舎と當麻文化会館におきまして、弁護士による無料法律相談所を毎月1回ずつ開設いたします。あわせて、奈良県弁護士会の中南和法律相談センターもご利用いただき、市民の皆様の不安や心配事の改善、解消に努めてまいります。

快適な生活環境の保全といたしまして、美しいまちづくりと生活環境を保全するため、違反簡易広告物追放推進団体等による違反広告物の張り紙、張り札等の除去活動や市内一斉清掃等を推進してまいります。不法投棄の監視体制の強化につきましては、環境委員をはじめ、市民の皆様のご協力をいただきながら実施してまいります。また、産業廃棄物を取り扱う事業者に対し、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例に基づき、産業廃棄物の適正な処理の指導を行ってまいります。

次に、地域新エネルギービジョンにつきましては、公共施設等へのクリーンエネルギー導入の可能性を検討してまいります。また、バイオマス資源の活用といたしましては、葛城市バイオマスタウン構想を指針とし、さらなるごみ減量化、資源化を図り、循環型社会の構築と低酸素社会への移行に向けて取り組んでまいります。また、分別収集の促進、ごみ減量化、資源化の施策として生ごみ処理機の購入補助制度をはじめ、生ごみを堆肥化するおひさま堆肥モニター制度の拡充、再生資源集団回収助成制度の施策も引き続き実施してまいります。

次に、新クリーンセンターの建設につきましては、當麻クリーンセンターの敷地において建替をいたします。既に、地元當麻区のご同意を得て、協定を過日締結いたしました。今後、建設に向けて新たに進入道路の建設や現行施設の解体を行い、建設を推進してまいります。

次に、下水道事業につきましては、本年度も管渠布設工事による面整備を推進するとともに

に、水洗化率の向上に努めてまいります。

日常生活の利便性の向上といたしまして、まず尺土駅前周辺整備事業につきましては、本年度も事業推進に向け、関係者のご理解とご協力をいただきながら、積極的に進めてまいります。

次に、地域活性化事業、仮称道の駅につきましては、昨年度に引き続き、関係者のご意見をいただきながら、計画策定を行ってまいります。

次に、まちづくり交付金事業として取り組んでまいりました国鉄坊城線整備事業につきましては、本年度より社会資本整備総合交付金事業として、関係者のご理解とご協力を賜りながら、事業推進を図ってまいります。

次に、国道165号線、大和高田バイパスの4工区につきましては、昨年度に国の事業継続方針が決定をされ、本年度は関係者の方々を対象とする説明会等を実施し、関係者のご理解とご協力を賜りながら、事業推進を図っていただく予定でございます。県道樞原新庄線につきましては、昨年度より用地買収に着手いただいているところであり、今後とも早期完成に努力いただくよう要望してまいります。仮称弁ノ庄木戸線につきましては、事業推進に向け、関係機関と協議を進めてまいります。

次に、公共バスにつきましては、本市社会福祉協議会の協力のもと、ゆうあいバスとも連携を図ることで利便性の向上を図り、今後も利用状況や皆様のご意見を参考に、より多くの方々にご利用していただけるよう努めてまいります。

市民が主体となるまちづくりににつきましては、多くの市民の皆様がより積極的、主体的にまちづくりに参画し、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目的に、昨年度より市民活動支援補助金制度を開始いたしましたところ、4団体が市民公益活動の活性化事業に取り組んでくださいました。本年度も引き続き、補助制度を継続し、魅力のあるまち、葛城市の実現に取り組んでまいります。

地域産業の振興といたしまして、企業誘致につきましては、工業系ゾーンとして設定されている薑、新村、新町地区におきまして、今後も県との連携を図りながら、優良企業等の誘致の受け入れを推進いたします。また、他の地区につきましては、地域振興産業の受け入れを関係機関のご協力を賜りながら、積極的に推進してまいります。

心豊かな人づくりにつきまして、まず、人権問題をはじめ、あらゆる差別の解消を目指し、啓発活動や集会、各種研修会等を実施してまいります。男女共同参画社会の実現につきましては、男女共同参画基本計画に基づいて、一層の啓発、情報提供に努め、性別にとらわれず、一人一人の個性が輝く男女共同参画のまち、葛城の実現を目標として取り組んでまいります。

障害者福祉の充実に関しましては、障害者福祉につきましては、国の制度改正の動向を注視しながら、障害者の方が自立し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付の障害者福祉サービス事業及び地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業を推進してまいります。また、重度心身障害者等福祉年金等、市独自の事業におきましても、継続して支援してまいります。

また、中和地区3市1町障害者自立支援協議会は、各部会の事業が具体化されつつあり、

本年度は精神障害者家族教室を開催するとともに、市民の皆様向けの講演会も検討しており、さらなる連携の強化、相談体制の充実を図ってまいります。

生活保護受給者への支援といたしまして、景気低迷による雇用情勢が依然厳しい中、生活保護に至る前の段階の新たなセイフティネットとして、ハローワークでの訓練、生活支援給付事業や社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等の活用方法の説明等を一層推進してまいります。また、離職されて住宅喪失のおそれのある方や喪失された方に対しましては、住宅手当の支給により、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行ってまいります。また、生活保護受給者は年々増加しており、自立支援を推進していくためにも生活困窮者の医療費、介護制度、年金等の相談を関係部署が連携して行い、被保護者には訪問による相談やハローワークと連携した就業指導により、適切な相談や助言等を行ってまいります。

続いて、第2、安心して子育てができるまち、人づくりやまちづくり。

子どもたちの安全の確保といたしまして、まず、子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実を図るため、本年度は新庄小学校南中棟校舎及び磐城小学校北中棟校舎の耐震補強、大規模改造工事を実施してまいります。また、新庄北小学校北中棟、磐城小学校屋内運動場の耐震補強、大規模改造工事の実施設計を進めてまいります。

次に、気象警報発表に伴う緊急連絡や不審者情報等の注意喚起に当たり、保護者への情報提供を迅速に行えるようにするため、メール配信システムを導入いたします。子ども、若者育成支援事業といたしまして、昨年4月より施行された子ども・若者育成支援推進法に基づき、同年10月に葛城市子ども・若者支援地域協議会を設立し、12月からニート、引きこもり傾向にある若者に対する相談事業を開始したところであります。本年度も本市の子どもや若者が健やかに成長することを願い、教育相談室と連携しながら社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を中心に支援を行います。事業の推進に当たりましては、県からの助成も得て、専門の指導員等を配置し、相談や助言等も進めてまいるとともに、昨年実施いたしました本市の子ども・若者の自立意識等に関する実態調査の結果も熟考した上で、若者等の支援が必要な場合は、どのような支援が可能か、どのような体制が有効かを探ってまいります。また、関西大学と締結し、人的支援や知的資源の提供も受けながら、事業の効果的な推進に努めてまいります。

食育の推進におきましては、まず保育所におきましては昨年度に引き続き、地元野菜を取り入れた献立を中心に、望ましい食習慣や食事のマナー、食べ物の大切さや感謝する気持ちの育成等、発達段階に応じた食育の推進を、体験を通じて充実してまいります。

次に、各幼稚園、小、中学校の給食につきましても、保育所と同様に食育の推進を図るとともに、給食材料購入助成も引き続き行いながら、今後も調理や献立に工夫を凝らし、安全でバランスの取れた栄養豊かで魅力のある給食を提供してまいります。

地域で支える子育てにつきましては、まず、保育所につきましては、公立保育所と民間保育所との連携を図り、保護者のニーズに合った保育サービスの提供に努めてまいりますとともに、昨年度に引き続き、保育の質的向上を図ってまいります。また、磐城第2保育所整備事業でございますが、本年度と来年度の2カ年継続事業として実施してまいります。

次に、学童保育事業につきましては、放課後の居場所として、子どもたちが安心して過ごせるよう、昨年度に引き続き、指導員の資質の向上に努めてまいります。

次に、子育て支援センター事業であります。子育て中の保護者が安心して子育てができるよう、事業内容の充実を図るとともに、子育てボランティアやファミリー・サポート会員を継続して募集し、子育て家庭を支援してまいります。

次に、こんにちは赤ちゃん事業についてでございますが、子育て福祉課、社会福祉課、健康増進課が連携し、子育ての孤立化を防ぎ、乳幼児の健全な養育環境を確保するため、本年4月1日以降に出生届を出される乳児をお持ちの全家庭を対象に、生後4カ月までの間に、地域の民生児童委員の方々のご協力による訪問事業を本年度より実施してまいります。

学校教育の充実といたしまして、小学校においては本年度より、中学校においては来年度より、新しい学習指導要領に基づく教育課程がいよいよ完全実施され、学習内容が従来より増加し、一層の学力と体力の向上、豊かな人間性の育成等が求められます。それらの要請にこたえていくには、授業日数を増やすことで授業時数を確保するとともに、子どもたち同士、あるいは子どもたちと先生方とのふれあいの機会を充実させることが肝要です。そこで、本年度は創立記念日を授業日とし、来年度からは長期の休業期間を短縮して、授業日数を増やしてまいります。

また、近年の猛暑にかんがみ、少しでも児童、生徒が学習しやすい教育環境とするため、学級教室への扇風機設置を行います。さらに、市教育委員会指定研究校を設け、2カ年にわたって教育研究を進め、教員の資質向上に努めてまいります。

また、中学生の郷土に対する興味、関心を高め、愛着や誇りを醸成するために、葛城市の人物や歴史を紹介する中学生用の郷土読本の編集、発行を行ってまいります。

学校地域連携事業としまして、学校現場は最近の教育ニーズに対する多様化に伴って、さまざまな業務が生じ、また教育改革に伴う新たな教育活動の要請などにより、一段と多忙を極めております。学校教育の充実と地域、家庭の教育力向上を図るため、平成20年度から白鳳中学において地域コーディネータを中心にPTA、地元自治会やボランティアの方々のご協力のもと、学校支援地域本部事業に取り組み、一定の成果を上げることができました。そこで、本年度より新たに市内各小、中学校に学校支援地域コーディネータを設置し、学校支援ボランティアの派遣等を行いながら、学校の環境整備支援活動等を推進してまいります。

教育相談体制の充実につきましては、特に就学時の相談が多様化、複雑化していることを踏まえ、巡回相談員の相談日数を増やすことにより対応してまいります。

芸術、文化活動の振興につきましては、中央公民館、新庄、當麻文化会館、連携のもと、市民の皆様が多様な芸術、文化にふれることを通して、こころ豊かな人づくりができるよう努めてまいります。

また、地域での学習活動を推進するため、市民の皆様のニーズに応じた各種の教室、講座等の学習の場を提供するとともに、市民の皆様が地域の公民館活動等に積極的に参加していただけるよう、生涯学習意欲の向上を図ってまいります。

読書推進と地域を支える人づくりにつきましては、子どもたちが生きる力を育む本に出会

い、読書を行う意欲を高めるよう家庭、学校及び地域等と連携しながら、読書活動の推進に努めてまいります。また、知的基盤として市民に資料や情報を提供し、地域の発展に寄与してまいります。

第3、徹底した情報公開による「市民が主役」のまちづくりといたしまして、徹底した行財政改革を行いながら、市民と一緒にまちづくりとして、行財政改革につきましては昨年度、葛城市の主要16事業につきまして、事務事業市民判定会を開催いたしました。市民の皆様にも市の事業内容を公開の場で詳しくご説明し、継続あるいは民間委託等のご判定をいただくことで、市民の皆様と一緒にまちづくりを推進してまいります。本年度も昨年度の反省点を踏まえ、市民判定会を事務事業評価の外部評価として位置づけ実施してまいります。

また、葛城市がより発展するためには、市民の皆様のご意見を直接伺える場である大字懇談会やタウンミーティングに参加させていただき、葛城市を思う市民の皆様的情熱を市政に反映させるよう努めてまいります。

地域情報化施策の推進として、昨年度、奈良県基幹システム共同化検討会を立ち上げ、7団体による検討を継続的に重ねてまいりました。その結果、業務委託先も決まり、本年度はいよいよ共同化システム事業を推進してまいります。今後は、共同化による大幅なITコストの削減と行政サービスの質の向上を図ってまいります。

毎月発行の広報「かつらぎ」やホームページは、行政と市民の皆様をつなぐメディアとして大変重要な媒体であります。広報「かつらぎ」は、市民の皆様にもわかりやすく、読んでいただきやすい、魅力あふれる紙面づくりや情報提供に引き続き努めてまいります。また、ホームページは知りたい情報を容易に見つけることができ、最新の情報をいち早く掲載できるよう努めるとともに、優良公告の掲載につきましても、その推進を図ってまいります。

効率的で効果的な行財政運営として、市税の公平、公正を期し、自主財源の歳入確保につきましては、引き続き納期内納付の啓発を行うとともに、滞納処分等により市税収納対策の強化を図ってまいります。一方、現在の厳しい社会情勢の中で、納期内納付が困難な方には、その生活実態の把握に努めるとともに、適切な収納対応を心がけてまいります。

人材育成として、職員の人材育成につきましては職員の資質を一層向上させるための人材育成基本方針に基づき、推進を図っているところでございます。本年度も引き続き、企業研修と合わせて県内外での職員研修を充実し、職員の能力や努力、熱意、さらにチームワークの向上を図ってまいります。また、人事評価制度につきましては、昨年度の試行結果を踏まえ、問題点の整理や評価の内容等の検討を引き続き行い、職員が納得できる公平な評価制度の実現に向け、より一層の推進を図ってまいります。

心豊かな人が育ち、だれもが生きがいを持って過ごすまちづくり、安全、安心な子育てとして、乳幼児医療助成につきましては、子育て家庭への経済的支援の一助として、入院と歯科診療分に限って、医療費助成を引き続き小学校修了時まで助成してまいります。妊婦健康診査につきましても、昨年度に引き続き妊娠期間全般を通じて検診費用の公費負担を行い、検診を受けやすくするとともに、母子の健康管理に努め、安心して妊娠、出産ができる体制を確保してまいります。また、健やかな成長、発育のために、特に支援が必要な乳幼児とそ

の保護者に対しましては、発達相談員による子育て相談や療育教室を実施し、関係機関との連携を図りながら、引き続き支援を行ってまいります。

事故や病気に対する安心感の向上として、妊産婦の方の救急時の対応につきましては、休日、夜間の産婦人科一時救急医療体制に引き続き参加し、安心して妊娠、出産できる環境づくりに努めてまいります。

休日及び年末年始の急病への対応といたしましては、葛城地区休日診療所とともに、小児の深夜診療には橿原市休日夜間応急診療所による応急診療への負担も引き続き行ってまいります。

次に、本年度で3年目となります子宮がん、乳がん検診の無料クーポン券の配付による特定年齢に対して、女性特有のがん検診を行い、受診率のさらなる向上に努めながら、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。

次に、本年2月から実施いたしております子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌接種費用の一部助成を引き続き行い、予防接種対象者の経済的負担を軽減し、接種を受けやすい環境整備を図り、公衆衛生の向上に寄与してまいります。

また、昨年度から新ワクチンの認可により、3歳児から積極的な勧奨再開となった日本脳炎の定期予防接種につきましては、引き続き3歳児、昨年度1期接種者の追加対象児、9歳、10歳児にも行い、発症予防に努めてまいります。

次に、緊急時の対応に備え、AEDトレーナー器を用いた救命講習会を継続的に開催いたします。さらに、救急隊員の知識や技能の向上を図り、より一層、救急救命に万全を期してまいります。

食育、食に対する安心感の向上として、食の安全、安心が問われる現在、市民の健康づくりを推進する「きらり葛城21計画」による、バランスメニュー、薄味ヘルシーメニュー等を啓発し、市民一人一人に食についての正しい知識をお持ちいただき、あわせて食習慣の改善と生活習慣病予防に努めてまいります。また、地産地消の食材を選ぶなど、食を選択する力と健全な食習慣を身につけるよう、基礎を培う食育を子どもから大人までを対象とし、関係機関と連携して推進してまいります。

スポーツ活動の振興として、より多くの市民の方がスポーツやレクリエーションに親しんでいただけるよう、体育祭をはじめ、各種スポーツやレクリエーション大会の内容等につきまして、体育協会と連携を図りながら協議を重ね、市民の皆様の健康増進及び体力維持に貢献できる大会を開催できるよう取り組んでまいります。また、安心してご利用いただけるように施設の点検、整備に努めてまいります。

健康づくりの推進として、特定健康診査・特定保健指導につきましては、健康増進課と保険課が連携し、1人でも多くの市民の皆様に受診していただくため、あらゆる機会を利用して周知を図り、受診しやすい検診の工夫を行い、検診結果による保健指導等、生活習慣病予防に努める支援を行ってまいります。

また、地域での健康づくりを推進する「きらり葛城21計画」につきましても、健康づくり推進員、推進パートナーとともに、市民の皆様一人一人が自分の健康に関心を持ち、自分だ

けでなくご家族や地域レベルでの健康意識を高めていただき、健康寿命を延ばすように取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実として、核家族化等が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯などが増加する中、家族や地域社会から高齢者が孤立することなく、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域で支え合う活動の推進を図り、一人暮らし高齢者で非課税世帯の方を対象に、火災報知器の給付及び設置費用の負担を行い、また、介護を必要とする高齢者への適正なサービスの提供、介護予防の強化等により、元気な高齢者の自立支援を図ってまいります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の運営として、国民健康保険につきましては、被保険者の高齢化が進む中、医療費は年々増加する一方であり、今日の経済情勢を反映した被保険者の負担能力の低下と構造的な問題を抱え、依然として厳しい財政状況が続いております。このような状況のもと、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとするため、さまざまな医療制度改革が行われております。保険者に義務化された特定健康診査・特定保健指導は本年度で4年目を迎えますが、健康という市民の皆様のかげがえのない財産を守るため、関係機関と連携を密にし、受診率が向上するよう努めてまいります。

後期高齢者医療制度は、国におきまして高齢者医療の円滑な運営を行うため、市町村国保等の負担増に十分配慮するとともに、高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものになったりしないようにとの基本的な考え方に立っております。その上で、新たな高齢者医療制度の構築に向けて取り組まれており、被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減措置や所得の低い被保険者に対する軽減措置は、現在の制度が廃止されるまで継続していくこととされます。本市におきましては、本制度を高齢者の方々に安心して受けていただけるよう広域連合と連携を密にし、高齢者の立場に立って取り組んでまいります。

自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存するまちづくり。自然環境の保全として、森林資源の保全につきましては、本年も引き続き、造林事業、間伐等促進事業に対する補助制度を実施することにより、森林機能の回復に努めてまいります。鳥獣害対策につきましては、本年度も鳥獣害防止対策協議会におきまして、被害地域の方々や関係団体との連携を密にしながら、山麓地域に被害が増大する猪等鳥獣害の被害防止に努めてまいります。また、本年度より狩猟免許の取得者を増やし、猪等の鳥獣害を軽減するため、猟友免許のわな免許取得者に対する支援を行ってまいります。

次に、水道事業につきましては、本年度も原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただき、県営水道から134万4,000トンの受水を行い、さらなる安定供給を図ってまいります。また、水質の安全対策に万全を期すとともに、各浄水施設の設備改良や配水管の布設工事等を引き続き行い、あわせて経営の健全化に向けて企業債の繰上償還を行ってまいります。

続いて、歴史文化の保全と交流の促進として、市内の歴史遺産を守り、後世に伝えるため、文化財保存事業や発掘調査などを国や県とともにを行い、大切な文化財の保全を図ってまいります。事業の主なものにつきましては、市内遺跡の発掘調査や市内各所の重要文化財など、指定文化財保存修理等に対する事業助成でございます。歴史博物館では、特別展「新庄藩主

桑山一族の興隆、賤ヶ岳の合戦、大坂の陣」を企画しております。慶長6年に新庄藩主として入部した桑山氏の興隆期であったといえる賤ヶ岳の合戦から大坂の陣までの時期を中心に賤ヶ岳合戦図屏風や関ヶ原合戦図絵巻をはじめ、大坂の陣に至る桑山氏の活躍を示す歴史資料等を展示いたします。また、企画展では、昭和のはじめごろに竹内遺跡において採取された石器や土器等の貴重な考古資料の数々を一同に集めて展示紹介するなど、市内外の歴史資料を通して、葛城市内の豊かな歴史文化を市民の皆様にご紹介してまいります。

観光の振興につきましては、二上山、當麻寺、蓮花ちゃん等の観光資源を活用した施策を実施し、より一層のPRを図り、観光客のさらなる誘致に努めてまいります。

次に、相撲館におきましては、市観光協会、相撲甚句会、観光ボランティアガイド等々連携を図り、観光行政の充実を図ってまいります。

地域産業の振興として、本市における農業は担い手不足、高齢化、耕作放棄地の増加等、非常に厳しい状況にあります。このことを踏まえつつ、葛城市農政活性化推進協議会におきまして、葛城市の農業や農地は市民で守るを基本に、農業の活性化を図るため、担い手対策、耕作放棄地再生利用、地産地消等を各地域の農業者の方や関係団体の方々と協議を重ねながら、次世代をみすえた農業施策の推進に取り組んでまいります。農地、水、環境保全向上対策による、集落の景観保全につきましては、引き続き推進してまいります。

次に、夢フェスタ in 葛城につきましては、昨年度に引き続き、市民の交流の場を提供し、市内商工業、観光、農林業をはじめ、全ての産業の活性化を図り、そこに健康づくりも一体化することにより、魅力のあるより元気なまちづくりを推進することを目的に実施してまいります。

次に、土地改良事業につきましては、水と農地活用促進事業による水路整備事業等を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、中小企業資金融資制度、中小企業経営改善資金利子補給、小規模事業者特別小口融資保証料助成を本年度も引き続き実施するとともに、中小企業者の経営安定、合理化に向けた支援を行ってまいります。加えて、商工会運営補助等の支援を行い、商工会との連携を密にし、商工業者が求めておられる支援制度や行政の新しい役割の発掘に向け取り組んでまいります。

次に、最初に申し上げました経年的に実施されてきた国の政策的事業であり、100%国の補助事業である緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を本年度は最大限に活用し、市内産業の振興を図るべく、「明るい葛城市づくりのための五カ条プラン」実現に向けたさまざまな事業に取り組んでまいります。

第1、市民の皆様と一緒に取り組む新しいまちづくりでは、市内の防災倉庫内の防災資機材の整理整頓及び点検等を行う、防災倉庫資機材等整理及び点検事業。児童、生徒等の登下校時間帯を中心に、交通指導や交通安全の啓発等を実施する交通指導員設置事業及び、市内で発生する有機性の廃棄物を市民参加で回収し有効利用することにより、廃棄物処理費用の軽減を図る葛城市循環型社会推進事業を行ってまいります。

第2、安心して子育てができるまち、人づくりやまちづくりでは、子育て経験の豊かな人

材を雇用し、検診の場や保育所に出向いて保護者の相談に応じる安心子育て相談事業、情報化に関する事業の補助を行うとともに、教材作成補助、教材ソフト利用指導等を行う学校情報教育補助員派遣事業を行ってまいります。

第3、徹底した情報公開による市民が主役のまちづくりでは、ホームページを英語、韓国語、中国語、スペイン語、ブラジルポルトガル語で作成し、葛城市を世界に発信する「日本のふるさと葛城市を世界に」を行ってまいります。

第4、心豊かな人が育ち、だれもが生きがいを持って過ごすまちづくりでは、特定健康診査及び特定保健指導医療事務事業に係る新システム導入によるデータ等の整理及び検診結果通知の発送を行い、他の検診事業とあわせて総合的な健康増進を図る特定健康診査等医療事務補助事業を行ってまいります。

第5、自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存するまちづくりでは、相撲イベントの企画、開催のPRに努め、観光客誘致につなげていく当麻の蹶速PR運営事業、スマートフォン、ARアプリケーションを利用した観光ガイドを作成するスマートフォン、ARアプリケーションを利用した葛城市観光散策促進事業、森林の整備、保全の促進を図る基礎資料をつくるための山林荒廃状況調査を行い、米粉付加価値商品開発事業及び乳製品付加価値商品開発事業につきましては、引き続き行ってまいります。

以上、平成23年度の重点施策と市政運営につきまして、ご説明申し上げてまいりました。冒頭にも申し上げましたとおり、私の市政運営も3年目を迎え、本年度は今後の葛城市の発展を考えていく上で重要な年度であると承知をいたしております。先見の明を持ち、市民の皆様から温もりを感じていただける行政の実現に向け、努力してまいり所存でございます。情報通信社会が日々進歩する中、社会生活が便利になり、人々のライフスタイルは激変いたしました。無縁社会という言葉が広く用いられるようになった昨今、従来は家族や地域社会のつながりが存在し、孤立化を防ぐ機能を担っておりましたが、全国で多数の孤独死や高齢者の所在不明が次々と発覚するなど、その機能は急速に失われつつあります。

葛城市におきましても、高齢化率が21%を超え、超高齢化社会へと突入し、その現実を真摯に受けとめなくてはなりません。しかし、恵まれた自然環境の中で育まれた住民の郷土愛により発展を遂げてきた葛城市は、地域や行政による自助、公助に加え、市民が互いに助け合う共助の精神が人をつくり、地域をつくり、多方面から住んでみたいまちとして高く評価をいただいているところでございます。

私は、その魅力あるまちの牽引役として、市民の皆様とのしあわせづくりの応援団長として、あらゆる方面にアンテナを張り巡らす、市民の皆様喜んでいただける益のある情報をいち早くキャッチし、葛城市のさらなる発展のため挑戦し続けていくことが、自分に課せられた使命であると考えております。そのためには、やはり市民の皆様と膝をつき合わせながら市民目線に立った姿勢を崩すことなく、常に前向きに市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様のご支援、ご協力を心よりお願いを申し上げますとともに、今回提案しております諸議案につきまして、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜り

ますようお願いを申し上げます。

最後に一言、議員の皆様並びに市民の皆様にご理解とご協力を賜りたいことがございます。皆様もご承知のとおり、葛城市は當麻の蹶速生誕の地であり、日本の国技、伝統文化である相撲発祥の地でもあります。しかし、現在、相撲を愛する人々の信頼を裏切る行為により、大相撲を取り巻く環境は非常に厳しく、相撲発祥の地である葛城市としましても、残念な思いでいっぱいでございます。大相撲の全力士がこれらの行為にかかわっているのかと言えばそうではなく、大半の力士はまじめに稽古に取り組み、あすの横綱を夢見て、日々精進しておられます。

昨年、日本相撲協会から葛城市において、相撲巡業をとり行いたいとのご提案がございました。趣旨として、相撲発祥の地で原点に戻ってスタートしたいという真摯なものでございました。果たして、このような時期に相撲巡業を開催することが議員の皆様並びに市民の皆様にご納得いただけるかどうかと考慮した末、このような時期であるからこそ、応援すべきであるという思いに至りました。当然ながら、その前提といたしまして日本相撲協会自らが体質改善を図られ、相撲ファンの信頼を二度と裏切らないということが条件となりますが、葛城市の誇るべき文化遺産の中に相撲発祥の地がある限り、私はこの巡業実現に向け、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。巡業が実現するかどうかは、今後の日本相撲協会の手任せられているわけでございますが、巡業再開が決まれば真っ先に名乗りを上げ、微力ながらも大相撲を支える柱となっていく所存でございます。どうか、議員の皆様並びに市民の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

以上でございます。

西川議長 施政方針は以上であります。

これより、議案審議に移ります。

日程第4、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

副市長。

杉岡副市長 それでは、ただいま報第1号で上程をいただきました、葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきましてお手元の平成23年度葛城市土地開発公社の予算書でご説明を申し上げます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。第1条、平成23年度葛城市土地開発公社の予算は、次に定めるところにより第2条の収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が2億6,625万円。収益的支出2億6,380万円となっております。

次に第3条、資本的収入及び資本的支出でございますが、資本的収入が9,567万円、資本的支出が3億5,910万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億6,343万円は、損益勘定留保資金をもって充てるものとなっております。

次に第4条、借入金の限度額を35億円と定めさせていただいております。

次に、予算書の内容の説明でございます。4ページからご説明申し上げますので、4ページの方をお開きいただきたいと思います。

まず、取得事業の説明でございますが、柿本・笛堂地内道路改良事業用地が土地19筆、1160.99平方メートル、補償1件で3,067万円。公有地の取得事業といたしまして、5,000万円の枠取りをいたしまして、合計8,067万円でございます。

次、売却事業の明細でございますが、新庄駅前通り線街路事業用地といたしまして、売却原価が土地5筆、277.59平方メートル、補償3件で8,915万円。売却収益といたしまして、9,004万円でございます。

次に、地方特定道路整備事業用地では、売却原価が土地1筆、33.27平方メートル、336万円、売却収益といたしまして340万円でございます。

次に、磐城第2保育所整備事業用地では、売却原価が土地3筆、1831.18平方メートル、1億3,453万円で、売却収益といたしまして1億3,588万円でございます。

次に、北花内の多目的広場整備事業用地では、売却原価が土地2筆、469.36平方メートル、3,639万円、売却収益といたしまして3,677万円で、合計、売却原価で2億6,343万円、売却収益で2億6,609万円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、まず、受入資金の前期繰越資金が9,658万9,000円、公有地取得事業収益が2億6,609万円、事業外収益が16万円、借入金が9,567万円、合計4億5,850万9,000円でございます。次の支払資金では、公有地取得事業が9,567万円、一般管理費が37万円、借入金償還金が2億6,343万円、翌年度繰越資金が9,903万9,000円、合計4億5,850万9,000円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの予定の損益計算書でございます。はじめに、事業収益では公有地取得事業収益が2億6,609万円、次の事業原価では公有地取得事業原価が2億6,343万円、差し引き事業総収益266万円でございます。

次に、一般管理費では37万円、事業損失といたしまして同額の37万円でございます。

次の事業外収益では、受取利息が1万円、雑収益が15万円、合計で16万円でございます。事業収益266万円に、事業外収益16万円を加え、事業損失の37万円を引きまして、経常利益では245万円となるわけでございます。当期純利益につきましても、同額の245万円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

平成24年3月31日の予定の貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産の現金及び預金が583万9,000円、公有地用地が5,000万円、代行用地が4億4,454万円、流動資産合計が5億37万9,000円、資産合計も同額の5億37万9,000円でございます。負債の部では、流動負債の借入金3億9,634万円、未払金はなく、流動負債合計も同額の3億9,634万円でございます。資本の部では、資本金の基本財産が500万円、資本金合計も500万円でございます。

次に、準備金といたしまして、前期繰越準備金が9,658万9,000円、当期純利益が245万円、準備金合計が9,903万9,000円、資本金合計が1億403万9,000円でございます。負債資本合計が5億37万9,000円、上記の資産合計額と同額でございます。

次に、8ページの方をお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。まず、収入の部でございますが、公有地の売却収益が2億6,609万円、事業外収益では受取利息が1万円、雑収益で15万円、収入合計で2億6,625万円でございます。

続きまして、9ページの収益的支出の部でございます。

事業原価では、公有地売却原価が2億6,343万円、一般管理費では事業費で5万円、委託料といたしまして30万円、負担金といたしまして2万円で、合計が37万円。支出合計が、2億6,380万円でございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出の説明でございます。収入では、借入金で9,567万円でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

支出では、公有地の取得事業費が9,567万円、借入金償還金が2億6,343万円で、支出合計3億5,910万円でございます。

次に、2ページの方にお戻りいただきたいと思います。

第1表の収益的収入及び支出予算でございますが、先ほど8ページ、9ページで説明申し上げましたとおり、収入が事業収益と事業外収益の合計2億6,625万円、支出では事業原価と一般管理費の合計2億6,380万円でございます。

次に、3ページの方をお開きいただきたいと思います。

第2表の資本的収入及び支出予算でございます。先ほど、11ページで説明させていただきましたように、収入が9,567万円、支出が公有地取得事業と借入金償還金合計で3億5,910万円でございます。

以上、ご説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

西川議長 これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第5、議第1号及び日程第6、議第2号の2議案を一括議題といたします。本議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第1号及び議第2号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に議第1号、市道廃止についてでございますが、本案につきましては葛城市JR大和新庄駅東地区区画整理事業の完了に伴いまして、事業地内における市道路線の見直しにより、現在、市道JR1号線及びJR2号線について廃止するものでございます。

次に、議第2号、市道の認定についてでございますが、本案につきましても葛城市JR大和新庄駅東地区区画整理事業の完了に伴いまして、事業地内における市道路線の見直しによ

り、市道 J R 1 号線から J R 12 号線までの 12 路線を新たに認定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本 2 議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第 1 号及び議第 2 号の 2 議案については、都市産業常任委員会に付託し審査願います。

次に、日程第 7、議第 3 号から日程第 13、議第 9 号までの以上 7 議案を一括議題といたします。本 7 議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第 3 号から議第 9 号までの 7 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第 3 号、葛城市用地取得事業に係る分担金徴収条例を制定することについてでございますが、本案につきましては大字または土地改良区が市の方針に基づき、地域の振興または地域のコミュニティづくりに寄与する施設を建設しようとした場合に、当該施設の建設を計画された大字等にその費用の一部をご負担いただき、市がその用地を購入するという制度を創設するものでございます。その手続等について、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。平成 23 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議第 4 号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、非常勤職員についても育児休業及び部分休業をすることができるといった旨の改正を行うものでございます。平成 23 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議第 5 号、葛城市老人医療費助成条例を廃止することについてでございますが、本案につきましては、65 歳以上 70 歳未満の者を対象とする老人医療費助成制度の廃止に伴い、本条例を廃止するものでございます。公布の日から施行するものでございます。

次に、議第 6 号、葛城市心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては現在、心身障害者医療費助成制度の助成対象者は奈良県が発行する療育手帳の障害程度が A 1 または A 2 の交付を受けている者となっておりますが、奈良県外で療育手帳をもとに福祉医療の助成を受けている者が奈良県に転入し、療育手帳を申請した場合、奈良県が発行する療育手帳の交付を受けるまでの間について、心身障害者医療費助成の対象とする旨の改正を行うものでございます。平成 23 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議第 7 号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成 23

年4月から恒久化されることとなったこと、また医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴う引用条文の改正及び健康優良家庭表彰の廃止に伴う旨の改正を行うものでございます。平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第8号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては平成22年3月議会定例会におきまして、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正条例が可決され、10キログラム当たりの一般廃棄物処理手数料が150円と規定され、附則において平成23年3月31日までの特例措置として平成22年6月1日から平成23年3月31日までの間において、10キログラム当たりの処理手数料を130円と規定されておりますものを、平成23年4月1日以降も、当分の間は10キログラム当たり130円に据え置く旨の改正を行うものでございます。平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第9号、葛城市公園条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、葛城市JR大和新庄駅東地区土地区画整理組合において施行された当区画整理事業地内における公園の整備が完了し、市に引き継ぎを受けたため、葛城市公園条例の別表に名称及び位置を加える旨の改正を行うものでございます。公園の概要につきましては、面積が1477.92平米、設備ではパーゴラ、複合遊具、健康遊具3種、ベンチ、照明灯、水飲み場等を備えております。公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第3号及び議第4号の2議案については総務文教常任委員会に、議第5号から議第8号の4議案は民生水道常任委員会に、議第9号議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し審査を願います。

次に、日程第14、議第10号から日程第19、議第15号まで、以上6議案を一括議題といたします。本6議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第10号から議第15号までの6議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第10号、平成22年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,655万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6,184万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、本年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、職員退職手当特別負担金の追加、国の一次補正予算で組まれた地域活性化きめ細かな交付金事業に係る市単独土地改良事業と、同じく国の一次補正予算で生まれ

た地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金事業に係る図書館空調改修事業や図書館図書購入事業等の追加、その他、事業費の確定に伴う国、県支出金の額の調整等を行うものでございます。

また、第2条では繰越明許費といたしまして、庁舎改修事業、障害者用トイレ改修事業、地域循環型社会形成推進事業、市単独土地改良事業、地域活性化事業、仮称道の駅道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、街路事業、地方特定道路整備事業、小中学校の学校図書購入事業、図書館空調改修事業、視覚障害者用録音機購入事業、図書館図書購入事業の14事業をお願いするものでございます。

さらに、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第11号、平成22年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,279万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,497万8,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、高額医療費共同事業拠出金の追加及び一般被保険者療養費の減額によるものでございます。

次に、議第12号、平成22年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,476万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,946万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、歳出では保険給付費の減額で1億2,000万円、歳入ではそれに伴います介護給付費負担金の国庫県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などの減額となっております。

次に、議第13号、平成22年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,624万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、本年度における予算の執行状況を把握した中での歳入歳出の調整を行うものでございます。

次に、議第14号、平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,765万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,702万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものでございます。

次に、議第15号、平成22年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては資本的支出で3,170万円を追加いたしまして、資本的支出の総額を2億8,131万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、市土地開発基金所有の土地の購入費でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第10号の関係部分及び議第13号の2議案については、総務文教常任委員会に、議第10号の関係部分、議第11号、議第12号、議第14号及び議第15号の5議案は民生水道常任委員会に、議第10号議案の関係部分については都市産業常任委員会にそれぞれ付託し審査をお願いします。

次に、日程第20、議第16号から日程第29、議第25号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議案となりました議第16号から議第25号までの10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第16号、平成23年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は147億8,200万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、22億5,200万円、率にいたしまして18%の増となっております。主な事業といたしましては、保育所整備事業、予防接種事業、地域循環型社会形成推進事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄坊城線整備事業、学校施設整備事業などとなっております。また、歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が43.5%、普通建設事業費などの投資的経費が22.2%、繰出金、物件費などのその他が34.3%となっております。歳入につきましては、市税では40億7,913万7,000円で、前年度比0.8%の減、地方交付税では33億5,000万円で、前年度比2.1%の伸びを見込んでおります。また、基金の繰入金といたしまして、2億7,800万円を計上いたしております。

次に、第2条の継続費につきましては、平成23年度24年度の2カ年度で執行しようとする磐城第2保育所整備事業の総額、年割額等を定めるものでございます。

第3条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。

第4条の地方債につきましては、合併特例債ほか2件の起債の限度額を26億4,910万円と定めるものでございます。

第5条の一時借入金につきましては、借入の限度額を35億円と定めるものでございます。

第6条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に、議第17号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございます。

予算の総額は、36億7,400万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、1億7,800万円、率にして5.1%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で25億2,893万円、後期高齢者支援金等で4億8,680万円、介護納付金で2億431万2,000円、共同事業拠出金で4億10万4,000円、特定健康診査・特定保健指導を含め、保健事業費と

して2,619万5,000円となっております。これらの財源には、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を事業勘定1億円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第18号、平成23年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございます。

保険事業勘定では、予算の総額は19億4,310万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと6,690万円、率にして3.6%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で18億5,905万2,000円、地域支援事業費で5,214万円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,160万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと189万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で1,308万9,000円となっております。これらの財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を保険事業勘定7,000万円と定めるものでございます。第3条の歳入歳出の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第19号、平成23年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は16億100万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億5,400万円、率にして8.8%減となっております。歳出の主なものといたしましては、維持管理費では3億4,174万1,000円、公共下水道事業費では2億3,180万5,000円、公債費では10億2,745万4,000円でございます。これらの財源は下水道使用料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、地方債などとなっております。また、第2条の地方債でございますが、下水道事業債の限度額を1億4,730万円と定めるものでございます。第3条の一時借入金につきましては、借入の最高限度額を5億5,000万円と定めるものでございます。

次に、議第20号、平成23年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2億9,280万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1,000万円、率にして3.5%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、給食材料費で1億7,419万1,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。第2条の一時借入金につきましては、借入の最高限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第21号、平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は81万円でございます。前年度当初予算額と同額となっております。歳出の主なものといたしましては、公債費償還で65万9,000円となっております。これらの財源には貸付金回収管理組合配分金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を100万円と定めるものでござい

ます。

次に、議第22号、平成23年度葛城市霊園事業特別会計補正予算の議決についてでございますが、予算の総額は3,985万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、3,568万円の大増となっております。歳入の主なものといたしましては、本年は2年ごとの墓地公募の年であり、50区画を予定いたしております。それに伴う使用料としては、2,250万円と従前よりの墓地管理料を3年ごとに納付いただく年となることによるものでございます。また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第23号、平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,489万8,000円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、57万6,000円の減となります。歳出の主なものといたしましては、職員給与等で704万5,000円、介護認定審査会委員報酬432万円、障害程度区分判定審査会委員報酬72万円などとなっております。これらの財源には、介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第24号、平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございます。予算の総額は、2億7,580万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1,880万円、率にして6.4%の減となっております。歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合会納付金で2億7,013万3,000円となっております。これらの財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を見込んでおります。

最後に、議第25号、平成23年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、平成23年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万3,180戸、年間総配水量は520万8,000トンを予定いたしております。収益的収入は7億8,292万4,000円、収益的支出は9億1,994万7,000円でございます。支出の主な内容につきましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で3億4,046万円、総掛費で8,958万3,000円、減価償却費で1億6,590万円となっております。次に、資本的収入は4,260万円、資本的支出は2億7,282万3,000円でございます。不足する2億3,022万3,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補てんを予定いたしております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第16号から議第25号までの10議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。これらご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第16号から議第25号までの10議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。なお、会議は午後2時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後2時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

ここで暫時休憩をいたします。

14時50分より会議を再開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

休 憩 午後2時31分

再 開 午後2時50分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、川西茂一君、同じく副委員長、寺田惣一君。

以上であります。

次に、本定例会の会議日程の追加について休憩中に議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長より報告願います。

5番、朝岡君。

朝岡議会運営委員長 本日、新クリーンセンター建設事業特別委員会委員長から会期中であります本日、午後4時30分から同特別委員会協議会を開催し、環境調査の現地視察を行いたい旨申し出がございました。

休憩中に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました結果、本定例会の会期中、本日、午後4時30分から新クリーンセンター建設事業特別委員会協議会を開催することを会議日程に追加することといたしましたので、ご報告を申し上げます。

なお、委員の皆様方にはご出席くださるようご通知を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本日、午後4時30分より新クリーンセンター建設事業特別委員会協議会の開催を会議日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本日、午後4時30分より新クリーンセンター建設事業特別委員会協議会を開催することを会議日程に追加することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、あす10日、11日、28日、それぞれ午前10時から

本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、15日午前9時30分から民生水道常任委員会、16日午後2時から都市産業常任委員会、17日午後2時から総務文教常任委員会、18日午後2時から、22日、23日、24日午前9時30分から予算特別委員会をそれぞれ開催いたしますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時54分